

飛鳥宮跡活用検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十三号

飛鳥宮跡活用検討委員会規則の一部を改正する規則

飛鳥宮跡活用検討委員会規則（平成二十八年九月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「地域創造部文化財課」を「地域創造部文化財課世界遺産室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。